

議案第66号

築上町認可地縁団体の印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

標記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和8年9月1日

築上町長 古市 照雄

理由

地方自治法施行規則の一部を改正する省令（令和8年総務省令第56号）の施行に伴い、条例の一部を改正し、併せて引用法令の整理を行うものである。これが、この条例案を提出する理由である。

築上町条例第 号

築上町認可地縁団体の印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

築上町認可地縁団体の印鑑登録及び証明に関する条例（平成18年築上町条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「民法（明治29年法律第89号）第46条第3項」を「地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号。以下「省令」という。）第18条の3第1項第6号」に改め、同条第2号を次のように改める。

（2）法第260条の9に規定する仮代表者

第2条第3号中「民法第57条」を「法第260条の10」に改め、同条第4号中「民法第74条」を「法第260条の24又は第260条の25」に改める。

第4条中「地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第21条第2項」を「省令第18条の3第1項」に改める。

第9条第1項第3号中「法第260条の2第15項の規定により準用する民法第68条（同条第1項第2号に該当する場合を除く。）」を「法第260条の20」に改める。

第10条第1項中「地方自治法施行規則第19条第1項第1号ト」を「省令第18条の3第1項第7号」に改める。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

新	旧
(登録資格) 第2条 認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる者は、認可地縁団体の代表者又は次に掲げる者が選任されているときには代表者に代えてこれらの者（以下「代表者等」という。）とする。 (1) <u>地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号。以下「省令」という。）第18条の3第1項第6号に規定する職務代行者</u> (2) <u>法第260条の9に規定する仮代表者</u> (3) <u>法第260条の10に規定する特別代理人</u> (4) <u>法第260条の24又は第260条の25に規定する清算人</u> (登録申請書の審査) 第4条 町長は、認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者から認可地縁団体印鑑の登録申請があつたときは、当該認可地縁団体につき<u>省令第18条の3第1項の規定に基づき作成された台帳（以下「地縁団体登録台帳」という。）の記載事項並びに個人印鑑に係る印鑑登録原票の記載事項及び印影又は印鑑登録証明書と照合するとともに、登録申請書に記載されている事項等について審査し、登録しなければならない。</u> (登録の抹消) 第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、認可地縁団体印鑑の登録を抹消しなければならない。 (1)・(2) (略) (3) <u>法第260条の20の規定に基づき認可地縁団体が解散したとき。</u> (4)・(5) (略) 2 (略) (代理人による申請等)	(登録資格) 第2条 認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる者は、認可地縁団体の代表者又は次に掲げる者が選任されているときには代表者に代えてこれらの者（以下「代表者等」という。）とする。 (1) <u>民法（明治29年法律第89号）第46条第3項に規定する職務代行者</u> (2) <u>法第260条の2第15項の規定により読み替えられた民法第56条に規定する仮理事</u> (3) <u>民法第57条に規定する特別代理人</u> (4) <u>民法第74条に規定する清算人</u> (登録申請書の審査) 第4条 町長は、認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者から認可地縁団体印鑑の登録申請があつたときは、当該認可地縁団体につき<u>地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第21条第2項の規定に基づき作成された台帳（以下「地縁団体登録台帳」という。）の記載事項並びに個人印鑑に係る印鑑登録原票の記載事項及び印影又は印鑑登録証明書と照合するとともに、登録申請書に記載されている事項等について審査し、登録しなければならない。</u> (登録の抹消) 第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、認可地縁団体印鑑の登録を抹消しなければならない。 (1)・(2) (略) (3) <u>法第260条の2第15項の規定により準用する民法第68条（同条第1項第2号に該当する場合を除く。）の規定に基づき認可地縁団体が解散したとき。</u> (4)・(5) (略) 2 (略) (代理人による申請等)

新	旧
第10条 省令第18条の3第1項第7号に規定する代理人を置いている団体において は、委任状により当該代理人による申請又は届出をすることができるものとする。 2 (略)	第10条 地方自治法施行規則第19条第1項第1号に規定する代理人を置いている団 体にあつては、委任状により当該代理人による申請又は届出をすることができるも のとする。 2 (略)

